

## インドネシア 外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用

### 「在留許可」詳細

1. ビザ.....	1
(1) ビザの種類	
(2) 到着ビザ	
(3) 訪問ビザの免除	
2. 居住許可.....	3
(1) 暫定居住許可	
(2) 警察への届出	
(3) 住民登録	
3. 労働許可.....	3
(1) 外国人雇用計画書 (RPTKA)	
(2) 外国人労働者データのアップロード	
(3) 外国人労働者雇用補償金 (DKPTKA)	
(4) 暫定居住ビザ	
(5) 暫定居住許可	
4. その他.....	6
(1) 暫定居住ビザおよび暫定居住許可	
(2) 首都ジャカルタに滞在する外国人の登録手順	
(3) 出入国管理規定の改定	
(4) 雇用創出法による改正	
(5) 外国人居住許可の保証人登録	

### 1. ビザ

#### (1) ビザの種類

法務人権大臣規定 2016 年第 24 号によると以下の通り。

#### ① 到着ビザ (インデックス B213)

観光、親族訪問、社会訪問、芸術・文化、政府用務、商業目的でないスポーツ、視察・短期講座・短期トレーニング、商談、商品の購入、講演、セミナー参加、国際展示会参加、インドネシア本社または駐在事務所での会議、トランジットに利用されるビザで、インドネシア到着時に供与される。有効期間は 30 日 (一回に限り 30 日延長可能)。料金は 50 万ルピア。(以下の(2)到着ビザの記載参照)

#### ② シングルエントリー訪問ビザ A (インデックス B211A)

観光、親族訪問、社会訪問、芸術・文化、政府用務、商業目的でないスポーツ、視察・短期

講座・短期トレーニング、商談、商品の購入、講演、セミナー参加、国際展示会参加、インドネシア本社または駐在事務所での会議、トランジット、緊急時の作業（自然災害などの救助や復旧活動）に利用されるビザ。有効期間は60日。その後、1回につき最大30日間、続けて4回まで滞在期間を延長できる。

③ シングルエントリー訪問ビザB（インデックス B211B）

インデックス B211A ビザに加えて、工業品の品質・デザイン向上のための産業技術の導入と革新のための育成、指導、訓練の実施及び輸出拡大への協力、子会社における監査、品質管理、または検査の実施、外国人労働者候補の勤務能力を判断するためのトライアル、の目的で利用できるビザ。

④ シングルエントリー訪問ビザC（インデックス B211C）

インデックス B211A ビザに加えて、管轄当局から許可済みのジャーナリスト活動、管轄当局から許可済みの非商業目的の映画製作の目的で利用できるビザ。

⑤ マルチエントリー訪問ビザ（インデックス D212）

親族訪問、社会訪問、芸術・文化、政府用務、商談、商品の購入、セミナー参加、国際展示会参加、インドネシア本社または駐在事務所での会議、トランジットに利用されるビザ。1年の間にインドネシアを複数回訪問するような用途に利用される。1回の訪問の有効期間は60日で延長不可。

⑥ 暫定居住ビザ（インデックス C311-320）

労働目的のビザ（C312）と、国際機関の専門家、研修・研究、留学、リタイアメント等の労働以外の目的のビザがあり、滞在目的により最長1年あるいは2年有効。

(2) 到着ビザ（インデックス B213）

観光、社会文化、商談、あるいは政府の仕事でインドネシアを訪れる70カ国の外国人が対象。日本は2015年6月12日から、インドネシア滞在が30日以内の観光目的の訪問の場合ビザが免除されることになったが、インドネシア滞在が30日を超える場合、あるいは観光目的の訪問ではなくて商談や他社でのミーティングなどが目的の場合は引き続き到着ビザを取得する必要がある（下記の「(3) 訪問ビザの免除」参照）。

発給は、ジャカルタのスカルノハッタ空港、ハリム空港、スラバヤのジュアンダ空港、バリのングラライ空港等、特定の42空港・港・税関で行われる。これらの空港、港、税関に到着した時に、まず銀行窓口でビザ代金として50万ルピア/人を支払って、領収書を受領し、次に入国審査カウンターでビザの発給及び入国審査を受ける。

到着ビザの有効期間は30日。入国管理局事務所で申請すれば、さらに30日間の延長が一

度のみ認められる。ただし、到着ビザを他の滞在許可に変更することはできない。

### (3) 訪問ビザの免除

2016年3月2日付大統領令2016年第21号にて、日本を含む163カ国からの観光客に対し訪問ビザの免除措置をとっている。2016年4月18日付法務人権大臣規定2016年第17号によると、観光、家族、社会、芸術文化、政府の職務、セミナーや国際展示会の参加、本社あるいは代表事務所での会議参加、トランジットなどの活動が目的で、滞在期間は最長30日。30日を超えて、および／または観光以外の目的でインドネシアに滞在する場合は、短期訪問ビザか到着ビザを取得しなければならない。

訪問ビザ免除の入管地も29空港、88海港と7カ所の陸上国境超えに拡大されている。パスポートの残存期間が最低6ヶ月あり、出国チケットを持っていないとならない。

## 2. 居住許可

### (1) 暫定居住許可 (ITAS)

暫定居住ビザを取得して入国した外国人は、ビザの有効期間が1カ月であっても、ITASを取得する。ITASを取得した外国人には、ITASと同期間の数次再入国許可が供与される。手続き手順については下記3.の(4)および(5)参照。

### (2) 警察への届出

ITAS発行から30日以内に国家警察本部に届け出た後、居住区管轄の警察へ届出 (STM) を行う。

### (3) 住民登録

国家警察本部への届出後14日以内に、外国人本人が居住する県/市 (ジャカルタの場合は州) の住民局に到着を届け出て、居住地証明 (SKTT) を取得する。(ジャカルタでの登録については「4. その他」の記載参照)

## 3. 労働許可 (外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用—「外国人就業規制」参照)

2021年3月31日付労働大臣規定2021年第8号により、次のように定められた。

### (1) 外国人雇用計画書 (RPTKA)

インドネシアで事業を行う、インドネシアの法律に基づき設立された法人、社会・教育・文化・宗教団体、興行サービス団体、外国企業の駐在員事務所が外国人労働者を雇用する場合、RPTKAの承認取得が必要。特定の出資額の会社の取締役またはコミサリスである株主はRPTKAは不要とされているものの、2018年7月19日付投資調整庁 (BKPM) 規定2018年第6号を変更した2019年7月21日付けBKPM規定2019年第5号によると、代わりにBKPMから

ビザ供与推薦状を取得することになっており、該当株主の払込資本金は10億ルピア以上でないとならず、払い込みが10億ルピアに満たない場合は労働省にて外国人労働者雇用許可を取得することとされており、したがって払い込み資本金が10億ルピアに満たない株主が取締役やコミサリスとして就労しようとする場合はやはりRPTKAが必要になる。

このほか、緊急事態下で停止した事業活動、労働訓練やデジタルベースのスタートアップ企業（ただし、就労期間3ヶ月のみ）、特定期間の研究、等に必要とされる外国人労働者については、RPTKAの承認規定の例外である。

RPTKAは労働省の外国人労働者のオンライン（TKA Online,

<https://tka-online.kemnaker.go.id/>）を通じて、労働省の労働者配置総局外国人労働者雇用管理局長を通じて労働者配置総局長宛て申請するもので、申請フォームには雇用主の名称・住所・代表者氏名、外国人労働者を雇用する理由、外国人従業員が就こうとしている役職の名称と職務内容、外国人労働者の人数・雇用期間・就業地、インドネシア人労働者の雇用人数と創出される雇用機会、外国人従業員に付くインドネシア人（後継）の情報、後継インドネシア人の指名と教育・訓練および外国人労働者のインドネシア語教育についてのコミットメント、等を記載する。また、会社の設立証書や事業基本番号（NIB）、事業認可、所在地を示す書類、会社組織図、労務報告（Wajib Lapor）、外国人労働者の雇用契約書、等をオンライン上にアップロードする必要がある。

提出された申請内容について適正評価が行われる。適正評価は、労働省と雇用主との間のビデオ電話で実施される。適正評価の結果に基づき外国人労働者のデータをアップロードし（下記（2）参照）、外国人労働者雇用補償金（DKPTKA、下記（3）参照）を納付した後に、RPTKAの承認となる。申請された外国人雇用数が50人以上であれば同総局長が、50人未満であれば同局長がRPTKAの承認書を発行する。RPTKA承認書の有効期間は外国人労働者の雇用計画の期間に基づくとされている。

## （2）外国人労働者データのアップロード

上記（1）のRPTKAの適正評価の結果に基づき、外国人労働者のデータをTKA Onlineに入力する。入力するデータは、外国人労働者の氏名、生誕地と生年月日、性別、最終学歴、婚姻ステータス、国籍、パスポートの番号・発行日・期限・発行地、住所、郵便番号、eメールアドレス、電話番号、役職と就労期間、就業地と所在地、保険証または労務保障プログラム加入証の番号。

また、外国人労働者の卒業証書、資格証書または職歴証明書、雇用契約書または雇用主とのその他の契約、パスポート（カラー）、カラー証明写真4×6cm、RPTKA承認申請書、法務人権省出入国管理総局長宛の就労ビザ申請書、当座預金または雇用主の預金、0ルピア同意書、外国人労働者に就く見習い者指名証明書（取締役とコミサリス、駐在員事務所長、財団幹部、一時的な業務の場合は例外）、外国人労働者の保証人である旨の雇用主の誓約書をアップロードする。

### (3) 外国人労働者雇用補償金 (DKPTKA)

外国人を雇用する雇用主には DKPTKA の支払いが義務づけられる。外国人 1 人につき、就労期間 1 ヶ月に当たり 100 ドルを政府に前払いする。政府機関、外国国家代理機関、国際機関、社会機関、宗教機関と教育機関における特定の役職者は DKPTKA の納付不要。なお、DKP-TKA の納付後に該当の外国人労働者が就労目的で来伊をキャンセルした場合、(2) の雇用通知の発行から 1 年以内であれば、DKP-TKA の返金を申請することができる<2019年10月18日付労働大臣規定 2019 年第 20 号>。

### (4) 暫定居住ビザ (Vitas)

上記 (1) の RPTKA の承認は、外国人労働者がインドネシアにおいて就労する上で必要な滞在ビザ・許可の推薦状としても使用される。TKA Online に入力・アップロードされた外国人労働者のデータが出入国管理総局へ通知される。これを受けた入国管理総局は Vitas の発行プロセスを進める。

2018 年 6 月 29 日付法務人権大臣規定 2018 年第 16 号によると、入国管理総局はまず雇用主に対し、ビザ同意書から暫定居住許可 (Itas) までの手数料納付を指示。納付が確認されると、指名手配リストや外国人労働者のバックグラウンドの審査が行われ、問題なければビザ同意書が発行され、雇用主と在外公館へ送信される。

ビザ同意書の受領から 60 日以内に、外国人労働者は指定の在外公館へ出頭して Vitas の発給を受ける。発給期間は最長 2 日。Vitas の滞在期間は雇用通知書にある記載と同じで、2 年を超えない。

Vitas 申請に際しては、パスポートの残存期間に注意が必要：

- a. 滞在期間 30 日の Vitas の場合パスポートの残存期間最低 6 ヶ月
- b. 同 2~6 ヶ月            同 12 ヶ月
- c. 同 7~12 ヶ月        同 18 ヶ月
- d. 同 13~24 ヶ月      同 30 ヶ月

また、生活費に充当する資金源の証明が求められており、残高 1,500 ドル以上の預金の名義人が分かるページと直近 3 ヶ月の取引が分かるページを提出しないとならない。

### (5) 暫定居住許可 (ITAS)

2018 年 3 月 26 日付大統領令 2018 年第 20 号および 2018 年 6 月 29 日付法務人権大臣規定 2018 年第 16 号は、(4) の Vitas 申請はすなわち ITAS の申請となると定めている。Vitas と ITAS の同時申請は海外のインドネシア共和国領事館で行われ、Vitas の発給を受けた外国人労働者が、法務人権大臣が定める特定の空港に到着した際、空港の入管の特別審査カウンターで供与される。最初の ITAS は最長 2 年で供与され、同じ有効期間の数次再入国許可がついてくる。

#### 4. その他

##### (1) 暫定居住ビザ (Vitas) および暫定居住許可 (ITAS)

###### ① 訪問許可から ITAS へのステータス変更：

会社の役員として就労する場合、暫定あるいは恒久居住許可を有する夫または妻に合流する場合等に可能。なお、子供が ITAS あるいは恒久居住許可を有する両親に合流する場合も訪問許可から ITAS へのステータス変更が認められるが、18歳未満で未婚の（親子関係が）正当な子供に限定。

###### ② 出入国管理カードの廃止

2015年3月13日付出入国管理総局長回状 No. IMI0323. UM. 01. 01 にて、外国人の出入国管理カード記入義務は廃止された。

##### (2) 首都ジャカルタに滞在する外国人の登録手順

外国人労働者あるいはその家族等がジャカルタで居住を開始する場合、ITAS（暫定居住許可）の発行日から14労働日以内に州の住民・民事登録局に届けることが義務付けられている。届けが受理されると、17歳以上あるいは既婚者には居住地許可書（SKTT）が発行される。

以上の届けには、パスポート、ITAS、ジャカルタ警察から発行される届出証明（STM）が必要。SKTTは1年間有効で、延長可能。

また、出張や観光などで90日以下の訪問を行う外国人にも、本来は、住民・民事登録局やジャカルタ警察への届出が必要である。

##### (3) 出入国管理規定の改定

2011年第6号出入国管理法（2020年11月2日付2020年第11号雇用創出法で改正）の実施細則として、2013年4月16日付政令2013年第31号が発布された。インドネシアへの出入国の手順と条件、旅券の供与・取消・抹消・交換などの手順・条件・基準、ビザの申請手順と条件・種類・期間、居住許可の申請・供与・期間・拒否と取消・ステータス変更の手順と条件、等の規定が改定されている。

##### (4) 雇用創出法による改正

2011年第6号出入国管理法は2020年11月2日付2020年第11号雇用創出法で一部改正され、ビザや滞在許可の電子形式化を規定し、訪問ビザの発給目的に投資前作業が追加された。また、外国人のインドネシア滞在を保証し、その活動に責任を有し、帰国の費用を負担する保証人を求められない外国人に、インドネシアにて投資を行う外国籍の事業者も追加したが、これにはインドネシアに滞在する間、保証人の代わりに保証金を納めるよう規定されている。

(5) 外国人居住許可の保証人登録

2021年9月17日付法務人権大臣規定2021年第36号により、訪問滞在許可（ITK）、一時居住許可（ITAS）、恒久居住許可（ITAP）を有する外国人にはインドネシア人の個人または法人の保証人がいることを義務付け、その保証人は法務人権省出入国管理総局へ登録し、保証人決定を受けるよう定めた。2022年3月30日より有効。

登録に際しては、個人の保証人の場合は残高1億ルピア以上、法人の場合は2億ルピア以上の残高の、過去3カ月間の当座預金、預金通帳、定期預金の証明が必要。登録料がかかる。

保証人決定書は3年間有効で、その後は2年ごとの延長が可能。1保証人が保証できるのは外国人10人までに制限されている。既存の出入国管理情報システムに記録されている保証人も1年以内に、本令の規定に従って登録申請し、データをアップデートしないとならない。

以上